

2021年4月26日

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会

## 「マンション管理適正化診断サービス」における 新型コロナウイルス対応について

日頃は日管連の業務に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者数の増大に伴い、再び「緊急事態宣言」が発令されました。

そのため、標記「マンション管理適正化診断サービス」の取り扱いについて、下記の方針で対応していきますので、よろしくお願い申し上げます。

### 診断申込受付について

原則として、従来通り日管連事務局にて受付いたします。

ただし、診断実施にあたっては以下の通りと致します。

#### ① 緊急事態宣言が発令されていない地域

受け付けた診断依頼に基づき、担当診断マンション管理士を決定し、担当診断マンション管理士は、感染に十分注意して診断業務を実施致します。

ただし、診断依頼受付後、管理組合様から診断を延期して欲しい旨の依頼があった場合は、キャンセル扱いとし、再度診断依頼を提出して頂きます。

なお、診断延期依頼のマンションの前保険契約が日新火災海上保険(株)である場合は、別途相談させていただきますので、その旨申し入れ下さい。

#### ② 緊急事態宣言が発令された地域 (2021年4月26日現在 東京都・大阪府・京都府・兵庫県) および行政庁が政府に緊急事態宣言を要請している地域、以降対象が拡大された地域についても同様とします。

受け付けた診断依頼に基づき、担当診断マンション管理士を決定しますが、緊急事態宣言が終了した翌日まで診断業務の実施を延期致します。(発令されている緊急事態宣言が予定通り5月11日に終了した場合、5月12日以降に診断実施を予定します。)

ただし、加入されている保険契約の満期日が近い等緊急を要する場合は、別途相談させていただきますので、その旨申し入れ下さい。

また、診断を延期させていただくマンションの前保険契約が日新火災海上保険(株)であり、緊急措置が発令されている間に保険満期を迎える場合も、別途相談させていただきますので、その旨申し入れ下さい。

本件に関し、ご不明な点がございましたら、日管連事務局までご照会下さい。

よろしくお願い申し上げます。

以上